

一般質問通告書要旨

清新クラブ 5 番議員 高阪康彦

町界町名設定事業について

町界・町名の設定事業については、昭和37年に成立した「住居表示に関する法律」に基づき全国で新しい町名が続々誕生しました。しかし合理化、簡素化が過ぎて、町名が無味乾燥、町の様相に適しない、住民になじまない、等の理由により「旧町名の保存と復活」という住民の要望、運動へとつながり、町名変更する場合は「できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない」という改正法が後に成立しています。

この「住居表示に関する法律」では、第1条に目的として、この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。とあります。

蟹江町では資料によりますと、町界町名設定推進の諮問機関として「蟹江町町界町名設定推進委員会」が設置され、この委員会から平成8年に道路、河川、鉄道など恒久的なもので区画した20区画の字界が答申され、この答申に基づき、町は町界町名設定事業の推進をしているとあります。以来、答申に添った形で、西之森9丁目、宝地区が誕生しています。

地名、町名を変更しなければならないケースとしては、市町村合併の場合 地方自治体が市および町に昇格する場合 町の住居表示の合理化に基づき町名を変える場合などが考えられます。合併が解散した今では前の二つは考えづらいので、住居表示の合理化のために変更すると云う事になります。

さて、現実的に町界町名の変更を考える時、町名については、長すぎるとか、田舎的な名前という事で住民から、変更の要望があります。しかし一つの町名に絞るとなると、人それぞれの思い、考えがあり、なかなかまとまりません。地番に付いては、町の資料にもありますが、分筆などにより永年の間に乱れが生じているので、きちんと並べ変えたいと云う事だと思います。これは、役所、郵便局などには、メリットがある訳ですが、住民はあまりメリットを感じないので、この事には関心がありません。答申による区画については、歴史的な要因等で反対の意見も多くあります。又、町界町名の変更には、法的根拠はないが、地元住民の80%の同意を目標としているとあります。これもかなり難しい数値であると思われれます。

最近、複数の住民の方から、住所が長いので何とか短くならないか、と相談されましたので、他の皆さんは、どう考えているのか、この町内だけでもアンケートと取ってみようという事になり、北之町町内会にお願いをして、町の設定した地域だけの世帯で実施を致しました。これは、新町名が出来るまでの過程は、まずはじめに区画内の複数の町内会から事業実施の要望がある事が前提だと町の資料にありましたので、先ず町内のアンケートを取った訳です。

結果町名変更に賛成者は約60%で、反対者が約38%と云う結果になりました。この数字は、1町内のアンケートですので、区画全体の数字とは違って来るかも知れませんが、この町内では、賛成者が80%には達しなかったという事です。その大きな理由として、この地域には土地改良で既に新町名に変わっている地域が含まれている事です。アンケートの結果を見ると、新しい町名の方はほとんどが反対でした。ですから、この

地域を除外すれば、80%と云う数字をクリアしたかも知れません。新しい町名の方は、何度も町名は変えたくないというのが本音だと思いますし、当然の事だと思います。

町の資料によりますと、土地区画整理事業、土地改良事業で、すでに新しい町名、地番が使用されているところについては、現在使われている町名、地番を尊重しながら、調整を行うとありますが、こういう地域は、答申の町界から除外をしても良いと云うことでしょうか。以上の事から

町の決めた町界線、住民の約80%の同意という事は絶対的に遵守せねばならない事柄か。をお尋ねします。 担当の課

次に、先ほど申し上げたように住民は、住所が長い、田舎的という理由で町名変更を望まれる方が多いと思います。そのような理由からまず現住所から、大字・小字がはずれないかと云う事です。ある町民は合併したら大字小字がはずれると期待をしていました。そこで

現在の住所から、大字、小字を省く事は可能か。可能としたらその実現性はどうか。 担当の課

次に関連して町名変更が実現した時の先進例の意見等から次の質問をします。

住所変更の葉書が一律1世帯50枚が配られたという事だが、事業を営む者には、もっと多くしたらどうか。 担当の課

町の資料では、変更手続きの手数料はすべて無料とあるが、法人等の登記費用はどうか。 担当の課

最後に、資料には町は住民の積極的な協力を戴き町界町名設定事業を推進するとありますが、地図は書いておいたから、変えたかったら、およそ8割の人に賛成をして貰って下さい。というのでは、あまりにも人まかせではないでしょうか。町名を変えたいと思っている人は、どこに相談にいけばよいのでしょうか。町内会長でしょうか、議員でしょうか、役場でしょうか。それとも熱心に運動をしてくれる人を待っているのですか。そういう人のいない地域はどうすればよいのでしょうか。

この町界町名設定事業に設定推進委員会が答申されたと云う事は、町にも町民にも多くのメリットがあり、「住居表示に関する法律」の第1条に書かれている公共の福祉の増進に資する事がらがあると云う事ではありませんか。行政主導で町自体が強力に町界町名設定事業を推進するべきだと思います。そこで

町界町名設定事業の推進に関して、基本的な考え、推進するための方策をお尋ねします。

町長